

商品概要説明書

J Aクローバローン

(2024年4月1日現在)

商品名	J Aクローバローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。<ul style="list-style-type: none">① J A で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金② 負債整理資金③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金④ 営農資金および事業資金
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、基準金利（パーソナルプライムレート）により、都度見直しを行い、適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位で

	す。)のいずれかをご選択いただけます。																		
担保	○不要です。																		
保証人	○当 J A が指定する保証機関(熊本県農業信用基金協会)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。																		
保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>① 一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(概算) 准組合員保証料率 : 1.10% (貸付利率 5.925% 毎月返済 (例))】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>1 年</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> <th>4 年</th> <th>5 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>5,573</td> <td>11,228</td> <td>16,992</td> <td>22,866</td> <td>28,850</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 1.10% です。</p>	お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	保証料 (円)	5,573	11,228	16,992	22,866	28,850						
お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年														
保証料 (円)	5,573	11,228	16,992	22,866	28,850														
団体信用生命共済(保険)	<p>○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済(保険)名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済(特約なし)</td> <td>年 0.25%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>取扱いなし</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.35%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済(連生)</td> <td>取扱いなし</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)</td> <td>取扱いなし</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険</td> <td>取扱いなし</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険(連生)</td> <td>取扱いなし</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命保険(ワイド)</td> <td>取扱いなし</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	団体信用生命共済(特約なし)	年 0.25%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	取扱いなし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.35%	団体信用生命共済(連生)	取扱いなし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	取扱いなし	がん保障特約付団体信用生命保険	取扱いなし	がん保障特約付団体信用生命保険(連生)	取扱いなし	団体信用生命保険(ワイド)	取扱いなし
団体信用生命共済(保険)名	加算利率																		
団体信用生命共済(特約なし)	年 0.25%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	取扱いなし																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.35%																		
団体信用生命共済(連生)	取扱いなし																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	取扱いなし																		
がん保障特約付団体信用生命保険	取扱いなし																		
がん保障特約付団体信用生命保険(連生)	取扱いなし																		
団体信用生命保険(ワイド)	取扱いなし																		
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.4%</p>																		
手数料	<p>○ご融資の際、保証機関に対して 0 円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。</p> <p>① 全額繰上返済の場合…5,500 円 ② 一部繰上返済の場合…5,500 円 (J A ネットバンクによる一部繰上返済の場合は 0 円)</p>																		

	<p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または金融部（電話：0966-82-2516）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>○熊本県弁護士会 （紛争解決センター） 電話：096-325-0913</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

J A あしきた